

佐野市立学校における36協定の締結について

佐野市教育委員会

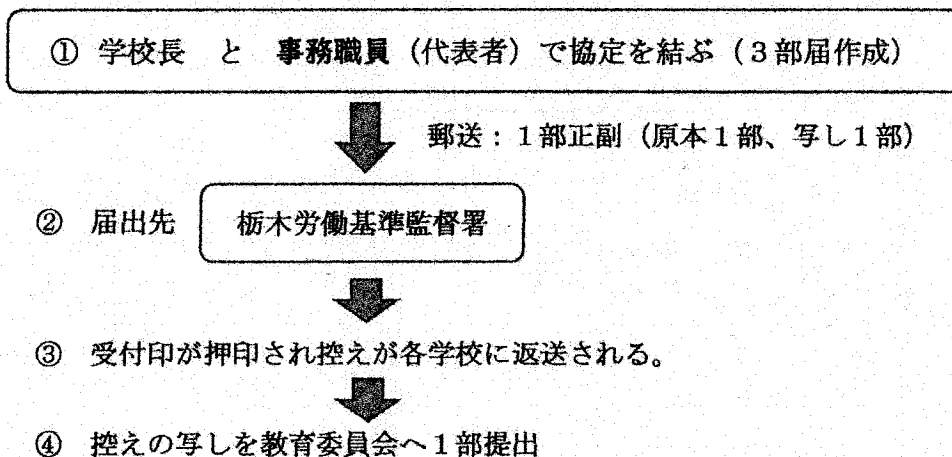
36協定とは、労働者に法定時間を超えて働かせる場合（残業）、あらかじめ労働組合または、労働者の代表と協定書を結ばなくてはならない。ということが労働基準法の三十六条に規定されているため「36協定（サブプロク協定）」と呼ばれている。

要するに、公立学校現場において一般教員、市費職員は協定対象外となりますが、県事務職員と学校栄養職員には協定をしないと時間外労働、休日労働をさせることができないという法律になります。

※根拠となる通知、法令 [参考資料](#)参照

1 対象職員及び協定の流れ

対象職員：県費負担事務職員 及び 学校栄養職員



2 締結方法

協定書の締結を内示日（3/24）以降行う、ただし、校長、事務職員、学校栄養職員に異動のある場合は4/1に行う。

ひな形（様式第9号）を用いて、学校長と事務職員が協定を書面によって締結する。

3 協定書の届出について

協定届を3部作成する。

※1部【学校長】、1部【事務職員〔代表者〕】、1部【労働基準監督署〔届出用〕】

3部のうち1部（正副）を栃木労働基準監督署に届け出る。

4 保存について

後日、控えが学校に返送される。保存期間は3年。

